平成２９年（フ）第４９７号
栃木県那須烏山市中央２丁目８番４号
債務者　岡　　大貴
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５４２号
栃木県宇都宮市ゆいの杜３丁目３番１号　アルドールＤ102、前住所栃木県小山市神鳥谷４丁目５番１号　ハイグレード寿Ｉ一102号
債務者　森　　正祥
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第６２７号
千葉県船橋市海神５丁目15番11号
破産者　株式会社タカラ商事
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４６号
千葉県船橋市大穴南１丁目８番１一410号
破産者　米田　正人
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２２５号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目５番地19　レジデンスヤマダ106号
破産者　酒井　雅章
1　決定年月日　平成29年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７３６号
千葉県市原市姉崎1110番地８
破産者　佐々木慎也
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１４８号
千葉県習志野市藤崎６丁目８番１一103号、開始決定時の住所千葉県習志野市鷺沼台４丁目４番30号　Ｖｉｌｌａ　ＰＯＬＬＩＮＩ　Ｂ一103号
破産者　岩澤　明美（旧姓園部）
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１７５号
千葉県船橋市大穴南２丁目16番13号
破産者　梶川沙也加
1　決定年月日　平成29年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８８８号
千葉県市原市椎津1485番地17　コーポ椎津Ａ棟102
破産者　柏崎　貞一
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６３号
千葉市緑区鎌取町232番地
破産者　林　　洋美
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０５号
千葉県市川市妙典６丁目５番３一307号　（グレーゼパルテ）
破産者　前田　拓哉
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１５８６号
福岡市博多区博多駅南２丁目４番11一402
破産者　株式会社ＧｒｏｗＤｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成29年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７２号
福岡県朝倉市秋月240番地の２
破産者　株式会社小森
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４３号
福岡市南区向野２丁目10一20、登記記録上の本店所在地福岡市中央区今泉１丁目９番６号
破産者　有限会社インヴォイス
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８号
沖縄県那覇市識名３丁目17番25号　フレスコア識名1002
破産者　有限会社誠
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２６号
仙台市若林区卸町２丁目５番４号
破産者　株式会社コムライン
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
栃木県真岡市熊倉３丁目15番地２
破産者　クリエイトワーク・タカオカこと　高岡　民夫
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
栃木県真岡市熊倉３丁目15番地２
破産者　高岡　浩子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２号
栃木県小山市若木町２丁目７番３号、前本店所在地栃木県小山市城北２丁目22番地23
破産者　有限会社イチエー小山販売
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２６号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目37番地
破産者　株式会社城南コーポレーション
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２７号
栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2157番地１
破産者　小林　一也
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係